

管内一円都市公園維持管理業務の委託契約について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府京都土木事務所長 桑場 功

1 入札に付する事項

(1)業務の名称

管内一円都市公園維持管理業務委託（公園分）（嵐山工区）

(2)業務の内容等

散乱ゴミ等の収集、集積、分別、搬出及び処分、便所清掃等（詳細は入札説明書及び仕様書のとおり）

(3)履行期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4)履行場所

管内一円都市公園維持管理業務委託（公園分）（嵐山工区）

京都府立嵐山公園

京都市右京区嵯峨亀ノ尾町地内から嵯峨天龍寺芒ノ馬場町・嵯峨中ノ島町・嵯峨天龍寺造路町地内まで(詳細は入札説明書のとおり)

京都府立嵐山東公園

京都市西京区嵐山上河原町地内から嵐山樋ノ上町・嵐山東海道町・嵐山風呂ノ橋町・嵐山森ノ前町・嵐山朝月町地内まで(詳細は入札説明書のとおり)

2 契約条項を示す場所等

(1)契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町 10 の 4

京都府京都土木事務所 企画・総務契約課

電話番号 (075)701-0189

(2)契約担当者

京都府京都土木事務所長

(3)入札説明書及び仕様書の交付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 5 月 13 日（火）まで（祝日、休日、日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出するときに、府税、消費税（地方消費税を含む。）を滞納していない者であること。
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であって、競争入札の参加資格を取り消された日から 2 年以上を経過している者であること。
- (4) 京都市内に主たる営業所（本店）を有する者であって、引き続き 2 年以上継続して、当該業務に係る営業を営んでいる者であること。
- (5) 法人にあつては、資本金 3 百万円以上を保有している者であること。また、個人の場合、申

請者本人の資産として3百万円以上を保有している者であること。

なお、協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）である者が申請する場合は、当該協同組合の役員が保有する資産であってもよい。

- (6) 委託業務の業務監督者（以下「業務監督者」という。）として、入札参加申請書等の提出期間の最終日において3箇月以上の期間にわたって直接的な雇用関係を有している者（入札に参加を希望する者が協同組合である場合にあっては、組合又は組合員と入札参加申請書等の提出期間の最終日において3箇月以上の期間にわたって直接的な雇用関係を有している者）を配置できる者であること。

- (7) 京都市内において、平成22年度以降に国又は地方公共団体が発注した屋外のみの年間を通じた散乱ゴミ等の収集、集積、分別、搬出、処分等の業務の元請けとして履行した実績を有している者であること。

なお、この元請け実績は1契約において、5,000千円以上で、屋外における作業日数が毎週（年末年始を除く。）1日以上で、かつ、年間76日以上であること。

- (8) 協同組合である者が申請する場合は、その組合員は単独では参加できない。

4 当該業務の履行に必要な条件

- (1) 委託作業に従事する者の延べ人数のうち、65歳以上の高齢者を8割以上雇用すること。
- (2) 業務に要する用具、消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 作業従事者の報酬は、関係法令等を遵守するものであること。
- (4) 業務監督者と常に連絡が取れるようにすること。
- (5) 京都市環境政策局が管理する処理場へ搬出・処分できない収集ゴミについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。
- (6) 収集ゴミの運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に行うこと。
- (7) 作業日毎の作業内容が上記要件を満足していることを把握できる写真等を含む日報を提出すること。
- (8) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月13日（火）まで（祝日、休日、日曜日及び土曜日を除く。）

イ 交付場所

2の(1)に同じ

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する（正午から午後1時までを除く。）。

※京都府京都土木事務所ホームページのメニュー一覧（入札等について）からダウンロードも可能。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に持参により提出すること（正午から午後1時までを除く。）。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあつては商業登記事項証明書、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(ウ) 府税納税証明書

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(オ) 使用印鑑届

(カ) 3の(5)から(7)までに掲げる審査項目を証する書類

(キ) 協同組合にあつては組合員名簿

オ 追加資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の追加の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格があると認定された者は、管内一円都市公園維持管理業務における一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年6月1日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者は除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を契約担当者に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 資本金及び代表者の氏名

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

次により、入札及び開札を行う。

ア 日時 令和7年5月26日(月)午後4時00分

イ 場所 京都府京都土木事務所第1会議室

(2) 入札方法

入札書は持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書及び入札通知書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第13条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 京都府暴力団排除条例第13条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。